

「亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例」の概要

1 制定の背景、条例の目的

太陽光発電施設の急速な導入拡大に伴い、大規模な森林伐採、農地転用等が問題化しており、本市においては、事業者と市民とのコミュニケーション不足、草刈り等の維持管理面での不安の声が多くある状況です。

この条例は、太陽光発電施設の設置に関する基準・手続を定め、適正な導入を図ることにより、市民の生活環境の保全及び持続的な地域社会の発展に寄与することを目的としています。

2 手続の対象となる太陽光発電施設（条例第2条第2号）

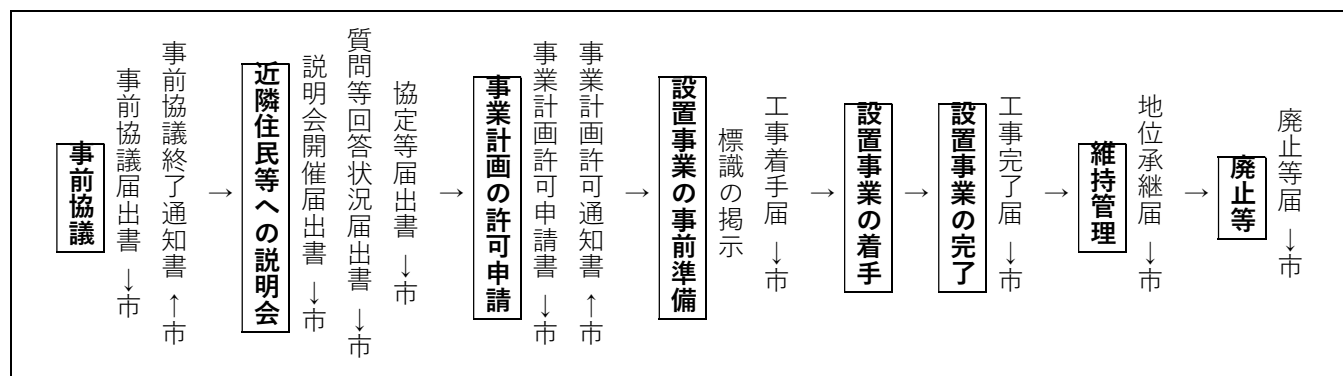
- 対象事業 ・出力が **10kW 以上** の太陽光発電施設 ※FIT/FIP 認定の有無は問いません。
- 対象外 ・建築物の屋根、壁面及び事業所の敷地内に設置する太陽光発電施設等

3 禁止区域（条例第7条）

法令			
1	砂防法の「砂防指定地」	6	地すべり等防止法の「地すべり防止区域」
2	文化財保護法の「埋蔵文化財包蔵地」	7	河川法の「河川区域」等
3	森林法の「保安林」	8	急傾斜地法の「急傾斜地崩壊危険区域」
4	農地法の「農地」	9	土砂災害防止法の「土砂災害特別警戒区域」
5	自然公園法の「特別地域」	10	鳥獣保護管理法の「特別保護地区」

※法令の規定に基づいて太陽光発電施設の設置が認められている場合を除きます。

4 手続の流れ（条例第8条～第10条）



5 設置許可基準（条例第11条）

基準	
第1号	事業の着手に先立って法令の許認可等を必要とする場合は、当該許認可等を受けていること
第2号	事業の着手に先立って法令の届出を必要とする場合は、当該届出を行っていること
第3号	雨水排水施設等が規則で定める基準に適合していること
第4号	道路、河川、水路等の構造・管理等に支障を来さないものとして基準に適合していること
第5号	太陽光の反射、騒音等による被害を防止するための措置が基準に適合していること
第6号	電気事業法、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令の基準に適合していること
第7号	近隣住民等に対する説明会を開催していること
第8号	近隣住民等からの質問等に対する回答を適切に行っていること
第9号	事業者が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと

※第3号、第4号及び第5号の基準については、規則で詳しく定めます。

6 不適切な太陽光発電施設への措置（条例第21条～第25条）

条例を遵守しない事業者等又は土地所有者等には、必要な措置を講ずるよう段階的に指導等を行います。

- 報告の聴取及び立入調査 → 指導及び助言 → 勧告 → 命令 → 公表（公告+HP等）

7 施行日

公布の日とします。